

虐待が疑われるケースの連絡・相談の流れ

～高齢者虐待の早期発見・早期対応のために～

【連絡・相談の流れ】

虐待（疑い）の発見

高齢者に対して不適切な関わりや、虐待に発展しそうな発言などがみられた。



事業所内で確認・相談

・速やかにサービス提供事業所内で相談し、担当ケアマネジャーに情報提供。
・情報を受けたケアマネジャーは居宅支援事業所内で相談。（※サインチェックシートを利用することも有効です）



担当地区の包括へ連絡・相談



包括から市へ連絡

・本人・家族、ケアマネジャー、サービス事業所等へ状況の確認と安全の確認。



方針の検討・実施

・本人及び家族への具体的な支援のためのサービス調整と相談。



モニタリング

・本人や家族の様子について共有

不適切な関わりの例

- 身体に不自然な傷やアザがある
- 脱水の症状がみられる
- 汚れた衣類や食べかけの物などがそのままにされ、劣悪な環境におかれている
- 食事がきちんと準備されていない
- 必要な薬を飲んでいない。服薬の支援がされていない
- 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- 落ち着きがなく、動き回ったり、異常におしゃべりする
- 「年金を取り上げられた」と訴える
- 介護している様子が乱暴に見える
- 家族が福祉関係者の訪問を避ける
- 家の中から怒鳴り声や、悲鳴が聞こえる
- 高齢者が長時間外にたたずんでいる
- 本人から虐待を受けた訴えがある

（必要時）コアメンバー会議の開催

・虐待の有無、緊急性の判断、対応方針及び対応方法の決定。



【共有事項】

※連絡、相談された方の情報は守られます。虐待かどうかを判断するのは市町村です。

※虐待かもしれないと連絡を受けている場合、関係者や家族の不信や不利益とならないように配慮されます。